



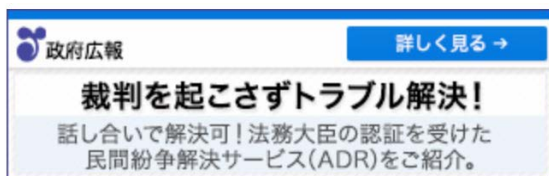
1

アクセス数UP↑ インターネット広告掲載

本年 4 月 10 日から 16 日までの間、スマートフォン版 Yahoo! JAPAN (Web ブラウザ版) の国内ニュース詳細ページに、政府広報として、かいけつサポートのバナー広告が掲載されました。

広告をクリックするとかいけつサポートのホームページにリンクする仕様で、前年度同時期に 1 日平均約 400 件であったホームページのアクセス数が、掲載期間中は、1 日平均約 2,600 件に増加しました。

(バナー広告画像)



当課では、政府広報とは別に、例年、独自にインターネット広告の掲載を行っています。

今年度も実施する予定であり、掲載期間中は、各認証事業者への問合せの増加が予想されます。

具体的な掲載時期につきましては、今後の誌面でお知らせいたします。

2

利用者目線に立ったパンフレット

当課では、かいけつサポートのポスター及びパンフレットを作成し、全国の地方公共団体、法テラス、消費生活センター、裁判所、法務局等に配布するなど、周知・広報の取組を続けており、パンフレットを見たという方からの問合せが、当課にも寄せられているところです。

現在、利用者目線に立ったパンフレットの作成を目指して、掲載情報の見直しを予定しており、解決事例や各認証事業者の連絡先を掲載することを検討しています。

掲載情報を見直すことで、パンフレットを見た利用者が、各認証事業者にアクセスしやすくなり、利用の促進に繋がることを期待しております。

パンフレットの内容を更新した際には、本誌でお知らせいたします。

3

相談機関との連携強化

本年 4 月に消費者庁で行われた消費者行政担当課長会議に出席し、かいけつサポートの制度内容や、かいけつサポートを利用するメリット等を説明させていただきました。

今後、各ブロック単位で行われる消費生活センターの会議にも出席し、かいけつサポートの周知広報を行う予定です。

また、当課では、相談機関と認証事業者との間の連携強化のための施策として、地域の相談機関と地域の認証事業者が直接交流を持つ機会を設けることを検討しております。実施の際には、対象となる地域の認証事業者に対してお声掛けいたしますので、その際には、是非とも御参加ください。

4

封筒でも広報しています!

法務省が使用する封筒に、かいけつサポートが掲載されることとなりました。

(封筒裏面)

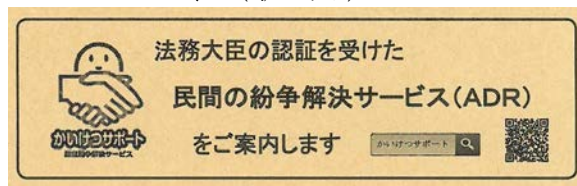


角 2 サイズの封筒裏面に掲載されており、デザインには、かいけつサポートのホームページにリンクする QR コードを取り入れています。

多くの人の目に触れることで、かいけつサポートの認知度向上に期待しております。



(拡大)



【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@i.moj.go.jp